

# 西之表市男女共同参画・ジェンダー平等推進プラン

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

## 計画名称の意味

### ■男女共同参画とは

男女共同参画社会基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を「男女共同参画社会」と定義しています。「男性だから」「女性だから」という固定化された考え方によって行動や生き方を制限されることなく、男女が良きパートナーとしてお互いを尊重し合い、自ら希望する生き方を主体的に選択できるようにしようというものです。

### ■ジェンダー平等とは

ジェンダーとは「社会的・文化的に形成された性別」のことです。社会的通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「女性像」「男性像」があり、このような女性・男性の性別をジェンダーと言います。また、性はレインボーカラーのように多様です。性的少数者に該当する人の割合は人口の約10%と言われています。ジェンダーには、社会的・文化的につくられてきた性に関わる偏見や差別などに気づき、それらの解消をめざすという意味も含まれています。「ジェンダー平等」とは、誰もが、男性・女性といった性別に関わらず、人権が守られ、平等に機会が与えられることです。そして、多様な性を認め合うことも含みます。

## 計画策定の背景と趣旨

西之表市では、平成18(2006)年度に第1次となる「西之表市男女共同参画基本計画」を策定して以来、4次にわたり計画改訂を重ね、男女共同参画社会の実現を目指し、施策の推進に取り組んできました。国においても、男女共同参画社会基本法にもとづく「第6次男女共同参画基本計画」が令和8(2026)年3月に閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させる必要があるとしており、SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえ、ジェンダー平等への取組を重要課題と位置づけています。

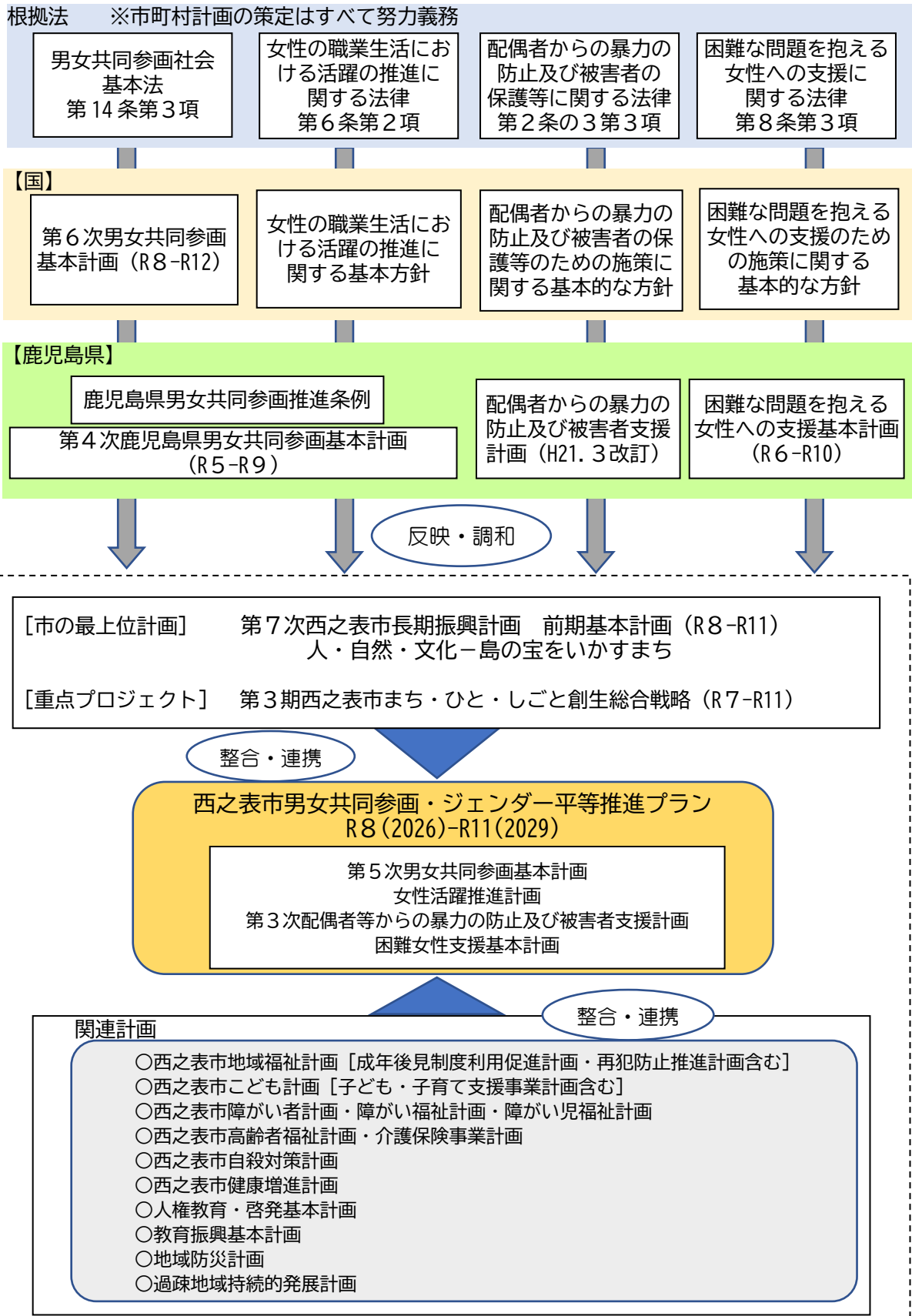
本市においても、性別や年齢に関わりなく、一人ひとりの人権と多様性が尊重され、誰もが、その個性や能力を発揮して自分らしく生き生きと安心して暮らしていける社会の実現に向け、施策を計画的に推進していくため、「西之表市男女共同参画・ジェンダー平等推進プラン」を策定しました。

## 計画の位置づけと期間

この計画は、①「男女共同参画社会基本法」、②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」、④「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」に規定する市町村計画として位置づけ、4つの計画を一体的に策定するものです。

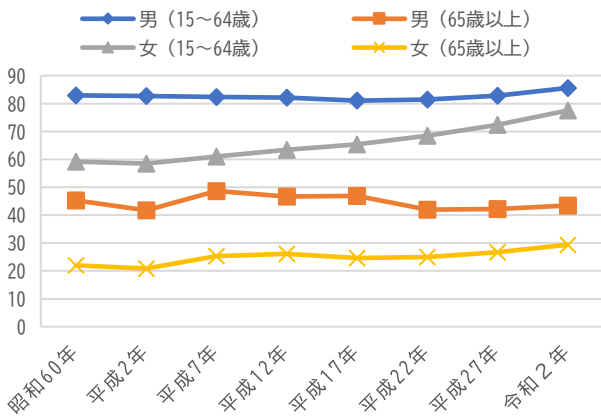
計画の期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

各計画の関連図

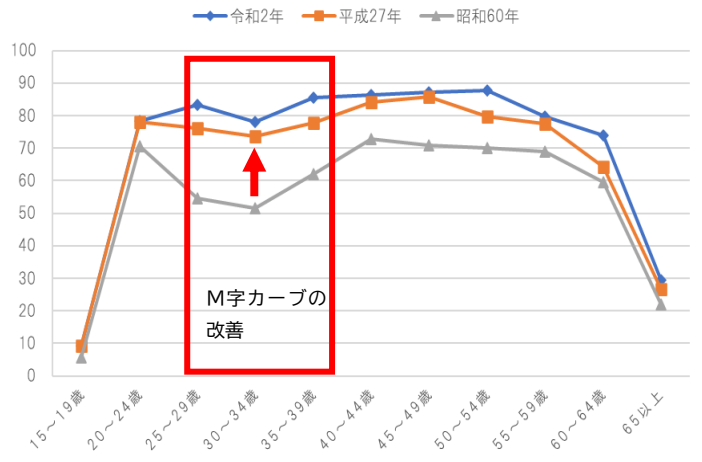


## 男女共同参画をとりまく本市の現状

### 就業率(%)の推移

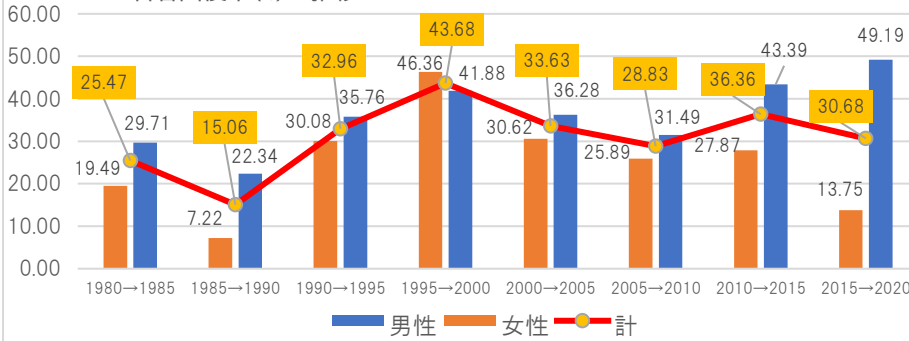


### 女性の年代別就業率



M字カーブの改善

### 若者回復率(%)の推移



若者回復率とは、10代の転出超過数に対する20代の転入超過数の比率を表したもので、2つの国勢調査の5年間に於ける10代の社会減を同時期の20代の社会増でいくらかカバーしているのかを示しています。男性に比べ女性の回復率が低い傾向が続いています。

## 男女共同参画に関する意識調査(R7市民アンケート調査結果)

### 【調査対象】

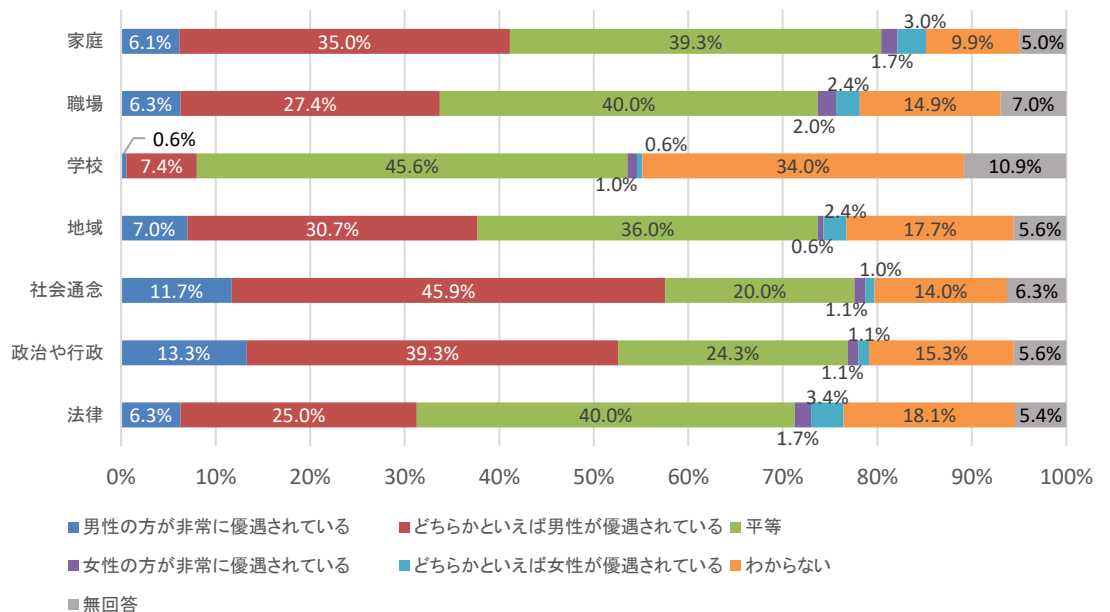
1,180人

(18歳以上の男女・人口の10%無作為抽出)

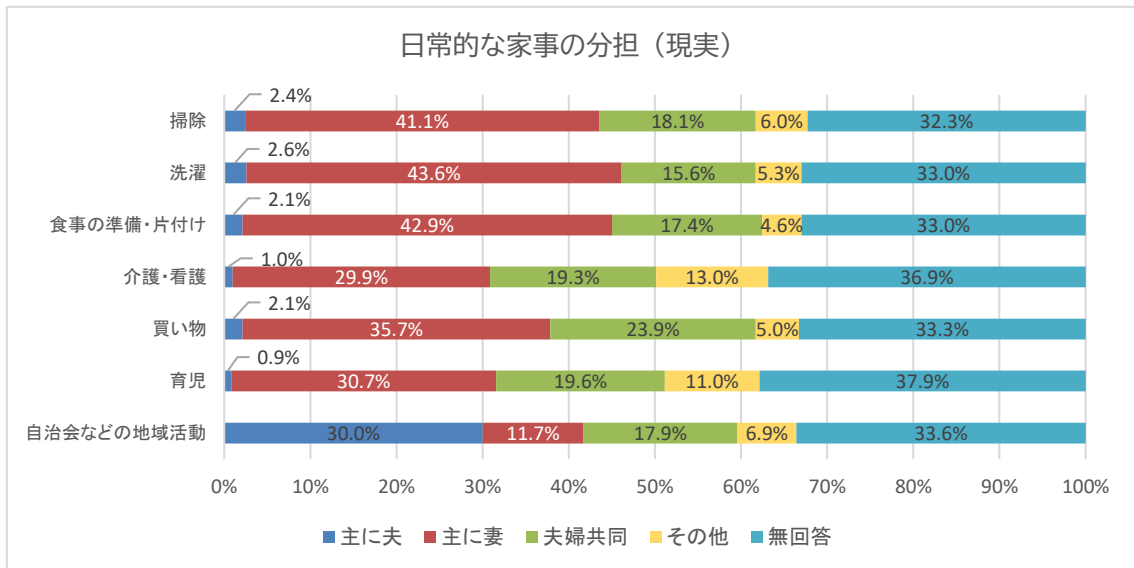
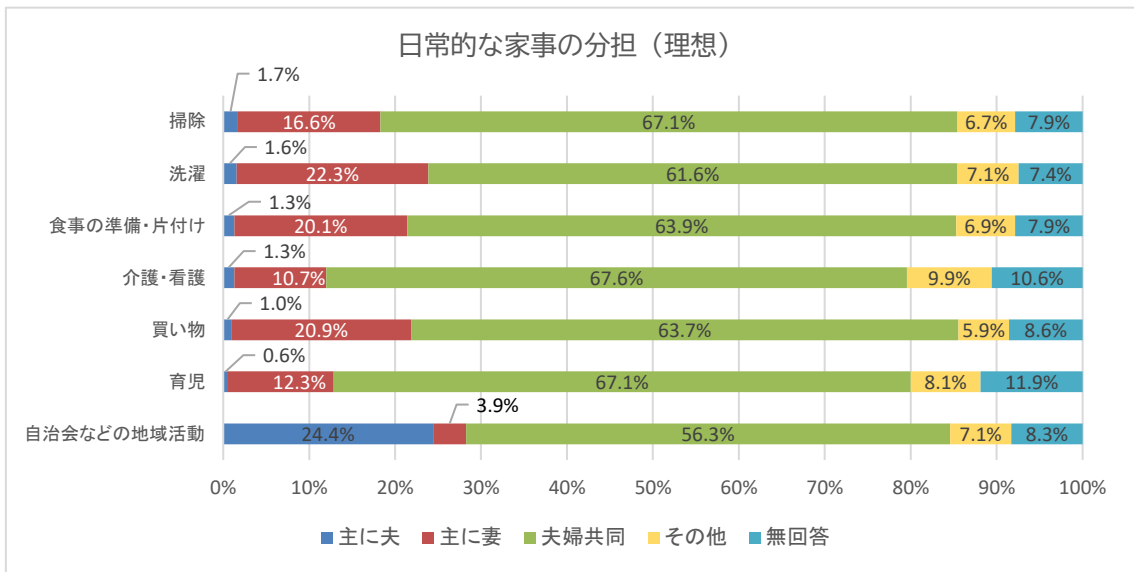
【回答数】 699人

【回答率】 59.2%

### 男女の地位の平等感(全体)

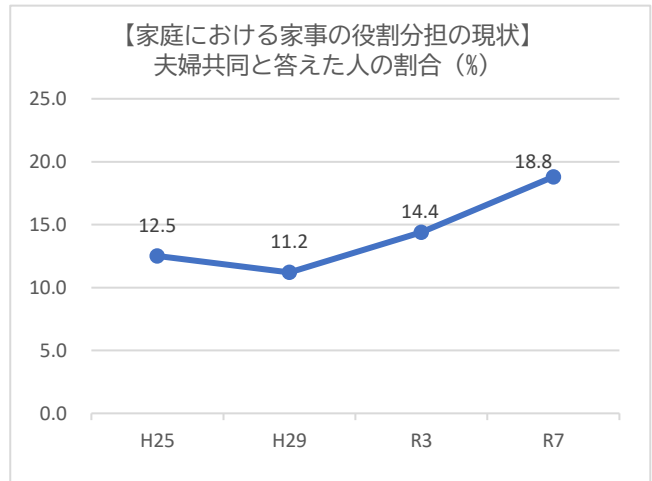
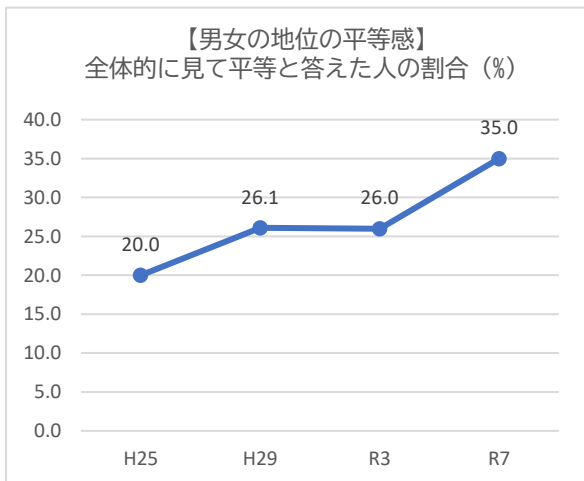


(右図) 男女の地位の平等感が最も高いのは「学校」の45.6%、次に「職場」、「法律」の順でした。「社会通念」、「政治や行政」の平等感は20%台と低い数値ではありますが、前回調査よりは若干増加しています。



## 市民アンケート結果から得られた男女共同参画に関する意識と実態の変化

本市では、第2次男女共同参画基本計画の改訂以降、市民アンケートを行い、男女平等や男女の家庭・地域などにおける意識と実態を把握しています。主な設問の回答値の推移は下記のとおりで、徐々に改善してきていることがうかがえます。



## DVの現状(R7 市民アンケート調査結果から)

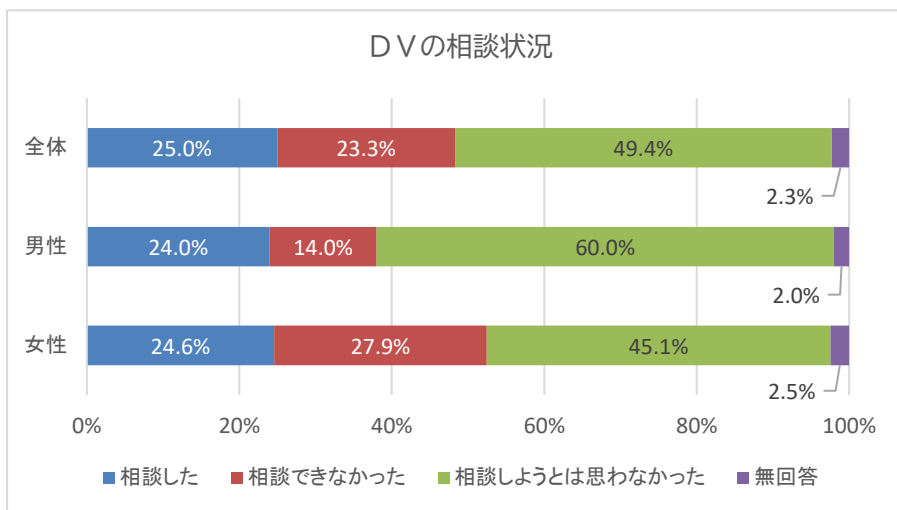
◆配偶者等から暴力・DVを受けた経験で、「何度もある」「1・2度ある」と回答した人の割合は以下のとおりで、殴る・蹴るといった身体的DVが最も多くなっています。

身体的DV	全体 18.3%	(男性 11.6%	女性 24.0%)
精神的DV	全体 15.0%	(男性 10.9%	女性 18.6%)
性的DV	全体 11.8%	(男性 3.3%	女性 19.7%)

◆配偶者等からの暴力・DVの相談状況を見ると、「相談しようとは思わなかった(49.4%)」「相談できなかった(23.3%)」をあわせて7割を超えており、なかなか相談に結びついていない現状です。相談先としては、「家族や友人」が最も多く、「相談機関や警察等」は2割程度となっています。(グラフ参照)

◆暴力・DV被害を相談できなかった・しようと思わなかった理由をみると、「相談しても無駄だと思ったから」(41.4%)と回答した割合が最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」(35.2%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(26.6%)という順でした。

一方で、「どこ(誰)に相談してよいのか分からなかったから」(16.4%)という回答も一定数あることから、更なる相談窓口の周知や相談機会の提供に努めていく必要があります。



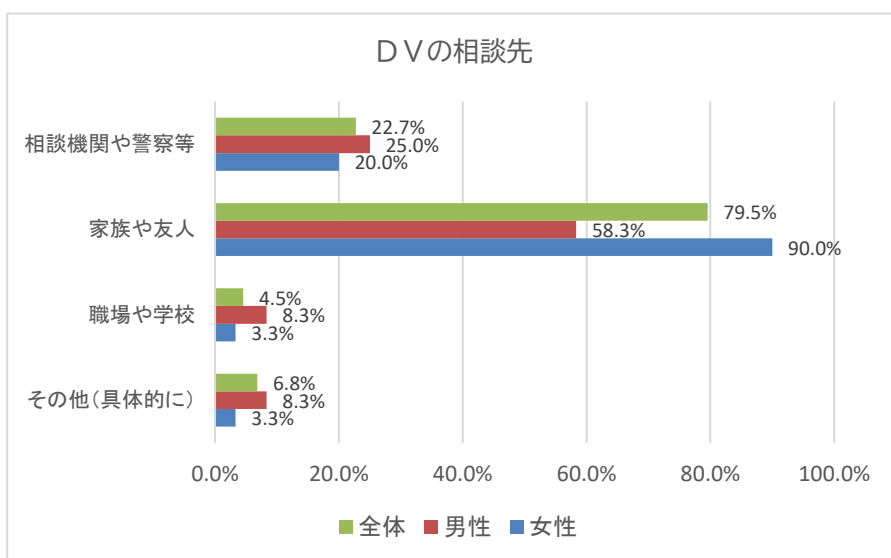
(用語解説)

DV:ドメスティック・バイオレンス…配偶者や交際相手からの暴力

身体的DV:殴る、蹴る、モノを投げつける等

精神的DV:大声でどなる、無視する、人格を否定する等

性的DV:嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない等



## 第4次男女共同参画基本計画の取組状況

現行の第4次計画では、『市民一人ひとりの人権が尊重され、「誰もが安心して、心豊かに暮らすことができる社会づくり」「多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり』という基本目標を達成するために定めた8つの重点目標に対し、庁内各課で様々な取組を行ってきました。主な取組状況は以下のとおりです。

重点目標		取組状況（計画策定時(R3)現状値→R6実績値)
①	男女共同参画社会の形成に必要な制度・慣行の見直し、意識の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙を通じた普及・啓発（3回→6回）</li> <li>・市民アンケートの実施（1回→1回）</li> <li>・市職員向け研修会の開催（1回→1回）</li> </ul>
②	男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント事業参加グループを対象とした研修会の開催（1回→4回）</li> <li>・男女共同参画の視点を踏まえた防災研修への参加（1回→1回）</li> </ul>
③	男女共同参画を正しく理解し、推進するための教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校における人権週間等の設定（11校→11校）</li> <li>・生徒・保護者・学校関係者への研修（県主催研修会）の実施（0校→1校）</li> </ul>
④	男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌や配布物、ポスター等の掲示（2回→3回）</li> <li>・地域の見守りのため、民生委員・児童委員の情報共有・交換及び研修の実施（10回→10回）</li> </ul>
⑤	生涯を通じた男女の心身の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性がん検診（6回→6回）、マタニティプラザ（4回→6回）の実施</li> <li>・小中学生を対象に性（いのち）に関して正しい知識を持ってもらうための出前講座の開催（2回→2回）</li> </ul>
⑥	男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン簿記研修の開催数（8回→13回）</li> <li>・障がい者や生活困窮者に対する自立に向けた就業支援（はたらくことコミュの開催（1回→3回）、支援プラン作成（3件→4件））</li> </ul>
⑦	仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の年次有給休暇の平均取得日数（10.2日→13.2日）</li> <li>・ファミリー・サポート・センター会員数（111人→106人）</li> </ul>
⑧	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市管理職に占める女性の割合（13.6%→13.6%）</li> <li>・審議会等への女性の登用率（19.8%→20.1%）</li> </ul>

## 計画の基本理念と基本的視点

■男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる場において行動に結びつくことを目指して、次の基本理念を定めました。

### 市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され、誰もが安心して 自分らしく生き生きと暮らせるまち

■計画の推進にあたっては、次の4つの視点をもって、市だけでなく市民や事業者、関係機関・団体等が連携・協働し、それぞれの立場で主体的に基本理念の実現に向けて取り組みます。

#### ◆SDGsの推進

「誰一人取り残さない社会の実現」を目指すSDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)17の目標は、本計画とも密接な関係があります。なかでも、「5.ジェンダー平等を実現しよう」「10.人や国の不平等をなくそう」「17.パートナーシップで目標を達成しよう」といった、SDGsの視点を取り入れ、ジェンダー平等の実現に向けて計画を推進していきます。

#### ◆多様性の尊重

誰もが、性別だけではなく人種、民族、国籍、性的指向、価値観などに関わらず多様なあり方を認め合い、人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

#### ◆エンパワメントの推進

男女が共に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会を実現するために、男女関係なくあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会の実現に向けて計画を推進していきます。

#### ◆ジェンダーに基づくあらゆる暴力・ハラスメントの防止

DVや性暴力、性犯罪、ストーカー行為、ハラスメントなどジェンダーに基づく暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権差別です。暴力の被害者にも加害者にもならない、あらゆる暴力、ハラスメントを許さない意識を持つための予防啓発、相談体制の充実や被害者支援などの取組を推進します。

## 計画の推進体制

■男女共同参画に関する施策は、広範多岐にわたる政策分野に関係しており、あらゆる施策等の企画、立案、実施、検証、改善の各段階において、「男女共同参画の視点」を踏まえる必要があります。このため、各種政策・施策を所管する市行政組織の全ての課等において、その認識を深め、本計画に基づく施策・事業の推進と評価、更なる改善に努めます。

庁内においては各課長等で構成される「男女共同参画行政推進会議」で進捗状況の点検・評価を行うとともに、外部委員からなる「男女共同参画懇話会」に報告し、取組の充実や改善に向けた意見を伺いながら、必要に応じて見直しを行っていきます。



施策の体系と目標指標

基本理念	基本目標	基本施策	目標指標		
			指標	現状値 (R7)	計画終期 (R11)
市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され、誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまち	Ⅰ 人権と多様性を尊重する社会意識の醸成	①人権の尊重と男女共同参画意識の理解促進	ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の内容認知度	45.2%	70.0%
		②人の多様性を認め人権意識を育む教育の推進	全体としてジェンダー平等であると思う人の割合	35.0%	55.0%
		③各種ハラスメント防止に向けた啓発の促進			
	Ⅱ 誰もが自分らしく活躍できる環境づくり  【女性活躍推進計画】	④仕事と生活の調和を図るための環境整備の促進	仕事とそれ以外の生活を両立していると思う人の割合	-	50.0%
		⑤多様な働き方と一人ひとりの能力を發揮するための支援			
		⑥誰もが共に参画できる地域活動の推進	審議会等の女性の参画率	20.1%	30.0%
		⑦政策・方針決定過程への女性参画の推進			
	Ⅲ 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり	⑧生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	がん検診受診率(全体)	胃がん 3.96%	胃がん 20.0%
		⑨からだと性に関する正しい知識の普及啓発		肺がん 11.00%	肺がん 35.0%
		⑩男女共同参画と多様性に配慮した防災対策等の推進		大腸がん 9.50%	大腸がん 35.0%
	Ⅳ DV や虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者支援  【配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画】	⑪DVの予防と根絶に向けた取組の推進	配偶者暴力防止法の内容認知度	42.6%	70.0%
		⑫被害者の安心と安全確保のための支援体制の整備			
		⑬相談窓口の周知と相談体制の充実			
	Ⅴ 困難な問題を抱える女性への支援  【困難女性支援基本計画】	⑭問題の早期把握と未然防止のための関係機関との連携強化	相談窓口を知っている人の割合	60.5%	70.0%
		⑮相談支援の充実と体制整備			

【担当課】 地域支援課 協働推進係 (内線 214) ・ 福祉事務所 市民総合相談係 (内線 313)